

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 3 月 定 例 会 ——

令和3年3月18日（木）

開 催 日 時 令和3年3月18日（木） 午後2時00分～午後4時13分

開 催 場 所 504会議室

出 席 委 員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
山口有紀子 委員
丸山憲子 委員
青木雅代 委員

説明のための出席者 川上吉晴 教育部長
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
季高一成 地域学習支援課長
坂本伸之 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
関口優一 学校給食センター所長
岡村由美子 指導課長補佐
小影俊一 指導主事
松田弦 指導主事
豊田剛志 指導主事

書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主任
傍 聴 者 2名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会3月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

それでは、はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は青木委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（８）並びに議案第４８号から第５０号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（事務局報告事項）

○古川教育長

はじめに、事務局報告事項を行います。

（１）小平市立学校教職員の新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（１）小平市立学校教職員の新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。資料はございません。

先月の定例会から３月１７日水曜日までに、市立小学校に勤務する教職員について、１名の感染が確認されました。濃厚接触者はおりませんので、学校では教育活動を継続しております。

新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりませんが、感染が報告された教職員が在籍する学校の保護者には、学校の対応について周知しております。

緊急事態宣言が２１日に期限を迎えますが、都内では依然厳しい状況が続いております。学校においては、基本的な感染症予防策の徹底及び教職員等の健康管理の徹底を図るなど、引き続き感染防止対策に努めてまいります。

○古川教育長

次に、（２）小平市教育委員会表彰等に関する要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（２）小平市教育委員会表彰等に関する要綱の一部改正についてを報告いたします。資料№１をご覧ください。

小平市教育委員会表彰等に関する要綱は、小平市教育委員会表彰等に関する規程の施行に関し、必要な事項を定めるものでございますが、感謝状も対象を変更するため改正いたします。

改正の内容でございますが、「学校支援コーディネーター世話人」を「地域教育コーディネーター世話人」に改め、「特別支援教育巡回相談員」及び「スクールソーシャルワーカー」について、会計年度任用職員（専門職）となったため、削除いたします。

なお、施行期日は令和3年4月1日でございます。

○古川教育長

次に、（3）令和3年度中学校給食実施計画について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（3）令和3年度中学校給食実施計画についてを報告いたします。資料No.2をご覧ください。

令和3年度の平均年間給食回数は、生徒一人当たり184回を予定しており、年間標準給食回数を定めている通常学級における最高予定回数は190回、最低予定回数は180回となっております。

年間標準給食回数は、令和2年度より過去5か年の実施回数の平均回数に変更しております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時休業により、全校で大幅に給食回数が減ることになりました。

令和2年度の給食回数を含めて、過去5か年の平均回数にすると、極端に回数が少なくなることから、令和3年度の年間標準給食回数は、平成27年度から令和元年度までの給食回数を基に算出しております。

○古川教育長

次に、（4）小平市立学校学習補助員配置要綱の制定について、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項（4）小平市立学校学習補助員配置要綱の制定についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

令和3年度から市立学校児童・生徒の学校生活や学習活動の支援等に関わる職である、現行の介助員、特別支援教育支援員、プール指導補助員、ティーチング・アシスタントを整理・統合し、新たに学習補助員を配置することに伴い、要綱を制定いたします。

なお、現行の小平市立学校に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員配置要領、小平市立学校特別支援教育支援員配置要綱、小平市ティーチング・アシスタント配置要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する予定でございます。

詳細につきましては、中村教育施策推進担当課長から説明をさせます。

○中村教育施策推進担当課長

それでは、資料No.3をご覧ください。

1、制定理由です。本要綱は、小平市立学校における教育活動の推進を図ることを目的として、令和3年度から新たに配置する学習補助員に関し、必要な事項を定めることにより、事務の的確で効率的な運用を図るため制定するものでございます。

2、内容です。第3条で、学習補助員の配置対象を規定しており、①通常の学級、②特別支援学級、③肢体不自由児童・生徒としております。

第4条で、業務内容を規定しており、①学習活動の支援及び介助、②健康及び安全の確保に関する支援及び介助、③校内行事、校外活動、宿泊学習等における支援及び介助、④基本的な生活習慣を確立するための日常生活上の支援及び介助、⑤教室移動等における支援及び介助、⑥その他特別な事情により委員会が必要と認める業務としております。

第5条、第6条では、肢体不自由対象者に係る配置申請、配置決定の手続について規定しております。

3、施行期日については、令和3年4月1日を予定しております。

4、予算措置については、学習補助員配置事業全体で1億2,939万円を当初予算に計上しております。

資料の2枚目、3枚目につきましては、学習補助員配置要綱の最終案となります。

基本的な内容について変更はございませんが、今後、必要に応じて文言の修正を行う場合があります。

○古川教育長

次に、(5)小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画の策定について、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(5)小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画の策定についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

本計画につきましては、平成28年3月に策定した、小平市特別支援教育総合推進計画後期計画が終了することに伴い、新たに令和7年度までを計画期間とする、小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画を策定したものでございます。

策定にあたっては、学識経験者、公募市民等で構成する検討委員会を設置し、計画案を検討いたしました。

また、昨年11月から12月までの間に、パブリックコメントを実施するとともに、市民懇談会を開催し、広く市民の皆様の意見を収集いたしました。

詳細につきましては、中村教育施策推進担当課長から説明をさせます。

○中村教育施策推進担当課長

はじめに、資料No.4-1をご覧ください。

本件につきましては、平成28年度から令和2年度までの小平市特別支援教育総合推進計画後期計画が今年度、終了時期を迎えることから、公募市民を含めた5回の検討委員会、パブリックコメント及び市民懇談会の意見を踏まえ、計画を作成してまいりました。

1ページから3ページの中段、第5章、計画の推進までは、素案から特に変更はございません。

3ページの6、パブリックコメントの実施結果でございます。

期間は、令和2年11月20日から12月21日までの32日間実施いたしました。

応募者は9名、34件の意見をいただき、そのうち4件の意見を計画に反映する、または一部反映してございます。

内容については、資料No.4-3をご覧ください。反映または一部反映する意見についてご説明いたします。

まず、反映する意見としまして、2ページの第1章、計画策定にあたってに関する内容として、No.1、障害者権利条約の関連事項である、一般的意見第4号に関するものでございます。

次に、一部反映する意見につきましては3点ございます。4ページの第3章、計画の基本理念と施策の体系に関する内容として、No.4、基本理念の説明文の主語の修正及び共生社会という言葉の追加。7ページの第4章、施策の展開に関する内容として、No.11、デジタル教科書の導入、また、8ページのNo.12、学習者用デジタル教科書の導入に関する記載でございます。

次に、資料No.4-1、最後のページになります。4ページ、7、市民懇談会の開催結果でございます。開催は3日間行い、参加者は12月8日に3名、9日に5名、12日に10名ございました。

次に、パブリックコメント及び市民懇談会との意見を踏まえ、反映した素案からの主な変更点についてご説明いたします。

資料No.4-1の4ページの8、素案からの主な変更点をご覧ください。

また、あわせて資料No.4-2の計画案をご覧ください。

それでは、資料No.4-2の3ページをご覧ください。

(1) 第1章、「2、特別支援教育に関する国や東京都の動向」でございます。

パブリックコメントの意見を踏まえ、「②障害者の権利に関する条約の締結」の項目を加え、障害者権利条約に関する説明及び「インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号」に関する記載を追加いたしました。

次に、49ページをご覧ください。

(2) 第3章、基本理念の説明文でございます。

基本理念の説明文について、パブリックコメント及び計画検討委員会での意見を踏まえ、基本理念の主題「すべての子どもたちが生き生きと育つ小平へ」と同様に、説明文についても子どもを主語とした形に修正いたしました。

また、本計画は、障がい者福祉計画との関連性が高いことから、障がい者福祉計画の基本理念

の一つである「ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり」の文言を引用し、「共生の地域づくり」という言葉を入れて表現を修正いたしました。

次に、56ページをご覧ください。

(3) 第4章「③児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施」でございます。

市民相談会の意見を踏まえ、③の説明文の6行目に「教育委員会等の関係機関と連携し」という文言を加筆いたしました。

次に、59ページをご覧ください。

(4) 第4章「①教育課程における特別支援教育の推進」でございます。

計画検討委員会での意見を踏まえ、①の説明文の2行目に「将来、児童・生徒が自分らしい生き方を実現できるように、」という文言を加筆いたしました。

次に、61ページをご覧ください。

(5) 第4章「③ICT機器の拡充による学習支援」でございます。

パブリックコメントの意見を踏まえ、③の説明文の最後の行に、学習者用デジタル教科書に関する記述を追加いたしました。

次に、資料No.4-1にお戻りいただきます。資料No.4-1の4ページの9、今後の予定でございますが、3月下旬に市ホームページ等で計画の公表を行ってまいります。

○古川教育長

次に、(6) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(6) 寄附の受領についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

1は、金1万円を匿名希望の方より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

2は、金1万円を匿名希望の方より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

3は、金1万円を匿名希望の方より、学校におけるICT環境の整備への指定寄付として、ご寄附いただいたものでございます。

4は、ペット型ロボット1台、プログラミング用ドローン1台を小平市立小平第十一小学校PTA様より、小平第十一小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をかりてお礼申し上げます。

○古川教育長

次に、(7) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（7）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。今回報告いたします承認事業は、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

本日報告いたしますのは3件でございます。うち、新規申請は1件ございまして、受付番号（28）こだいらイースター2021です。

小平駅東栄通り商店街が主催する事業で、親子でまち歩きしながら、謎解きを楽しんでいただき、同時に子ども110番の家を開設している場所を把握できるというイベントです。

商店街の各店舗にスマートフォンを用いてクイズを読み取り可能なQRコード付きのポスターを掲示し、これに回答すると次の場所に誘導されていく仕組みです。なお、商店街の積立金で運営されるため、参加費は無料でございます。

そのほかの2点は、例年承認しているものでございます。

○古川教育長

次に、（9）市議会3月定例会について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（9）市議会3月定例会についてを報告いたします。市議会3月定例会は、2月19日から3月26日までの会議により、開会中でございます。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って報告いたします。資料No.9をご覧ください。

はじめに、2月19日の本会議初日に、2月の教育委員会定例会で議決いただきました、令和2年度一般会計補正予算（第8号）が上程され、同日に開催された総務委員会での審査を経て可決されました。

次に、2月22日に代表質問、24日から26日までの3日間には一般質問が行われました。代表質問は6会派から13件、一般質問は25人の議員から50件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが代表質問で6件、一般質問で11件ございました。

次に、3月2日から4日まで一般会計予算特別委員会が開催され、令和3年度小平市一般会計予算が審査され、教育委員会の審査は4日に行われました。教育部の審査終了後、討論が行われ、その後の採決で賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

9日には総務委員会が開催され、2月の教育委員会定例会で議決いただきました、令和2年度一般会計補正予算（第9号）が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

翌10日は、生活文教委員会が開催されましたが、教育委員会に関する審査はございませんでした。

なお、3月26日の本会議最終日にて、令和3年度一般会計予算及び令和2年度一般会計補正予算（第9号）について議決がなされる予定でございます。

○古川教育長

ありがとうございました。

それでは、ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○三町教育長職務代理人

細かいこと、質問みたいなことを幾つか、それぞれについて、まずお聞きしたいと思います。この後、少し自分の意見なんかを言えたらと思います。

まず、1点目は、中学校給食実施計画で、資料No.2でしょうか。これまでも私は食数があまりにも学校間で差が大き過ぎるということをお話しさせていただいたり、前の教育委員さんからも指摘があり、学校のほうにご指導いただいたんじゃないかと思えます。

そういう意味で、食数はかなり一定程度の食数になっていると思います。食育の推進だけではなく、家庭にとっても、給食をきちんと提供してもらえるということは大事なことで思っていますので、そういう意味では進んできているなという事務局の働きかけについては感謝したいと思っています。

去年も気になっていたのが、特別支援学級のほうの食数ということで、今回、表に入っていますけども、やはりここは少し差が大きいなど。表で見ても花小金井南中学校ですか、要は一番少ないところで173食、3年生とはいえ特別支援学級で173食、かなり少ない。3年生だから少ないというのは分かりますけども、それにしても小平第一中学校が178食、ほか184食とか、そういう数字というのは、あまりにも差があるんじゃないかと感じます。

もちろん、いろんな教育活動で外に出たりということもあるとは聞いていますけども、そういう場合のご家庭の負担も含めてどうなのかなということがありますので、その点、どういうふうな対応を学校がしているのか、結局、外に出ていったときの昼食、例えば昼食として何か補助が出て、その食事は市のお金をかけて食べて活動していけているのか、あるいは家庭が負担しなきゃいけないのか、そういったところですね。

それから、もちろん場合によっては午前中授業が多いというのは、これはちょっと問題だと思いますし、そういう意味でのこの大きな差というのは、一体どういうところが原因だというふうに分析しているのでしょうか。それが1点です。

2点目は、実施計画の後ろのほうでいろいろと書かれています。8番、9番、こういうところは今度、この4月からデリバリー給食というのですか、そういうのに変わると、これはどういうような形で担保されるのか。

つい先日も報道である自治体の給食調理に問題があったことを知りました。納入業者が賞味期限切れのドーナツを納入している点、業者が納入していて、さらにそのチェックを学校もせずに子どもに提供してしまう。

つまり二重の問題が起こっているんですね。そういうのがセンターであれば、直接、職員がいて確認ができるんでしょうけども、今後は見えないところで行われているというところをどういうふうに担保していくのか、そこが給食を提供される上での心配事ということで、給食に関しては2点です。

○古川教育長

それでは、一回そこで。

○関口学校給食センター所長

1点目の特別支援学級の給食回数の差でございます。昨年度も委員より課題としてご指摘いただいております。まずは、通常学級の差を小さくするため、過去5か年の平均給食回数を年間標準給食回数とするように変更いたしました。令和2年度は、新たな年間標準給食回数を運用し、その実施状況を確認する予定でございました。

あわせて特別支援学級の給食回数の差につきましても、状況を確認しつつ、令和3年度中にその理由について把握してまいりたいと思います。

原因を把握後、それが、解決できるものなのかも含め検討させていただきます。

2点目の弁当給食の衛生管理等の対応でございますが、定期的に市の栄養士が調理場に衛生管理の状況を監視に参ります。

毎日は難しいことから、日々の衛生管理につきましては、日報等の書類を提出させることで管理してまいります。賞味期限切れの案件につきましては、まず食材の発注は、市が行い、食材業者も市が選定しております。納める先は調理工場になりますので、納入時の賞味期限等の確認は調理事業者が行います。市は、調理事業者から提出される一つ一つの食材に対する賞味期限の状況を記載した書類を確認する形で管理をしてまいります。

○三町教育長職務代理者

ありがとうございました。

まず、食数については、確かに本年度は休校等があり少ないですけど、追っかけられないですよ。それはしょうがないなと思います。ですから、ぜひ来年度はそういう形でしっかり状況をつかんだ上でご指導いただけたらと思います。

それから、給食の提供については、やはりああいう報道が流れたり、また、この間はジェネリックを扱う製薬会社、ああいう形で内部では不正を行っていました。そういうこともあるんで、なかなか大変だと思いますけども、チェック機能をしっかり働かせていただけたら安心できる給食を提供していただけたらと思います。

○古川教育長

ほかの委員の方で給食関係で。

○青木委員

給食のことで、やはり代替ということで、弁当になるということで内容などを心配されている保護者の方も多いと思いますけれど、計画を見させていただくと、内容的に今までの子どもたちのメニューとかを採用してもらったりとか、試食会を行ったりとか、あと、委員会活動がそこに反映されるとか、そういうところまできちっと計画されていて、今、伺った発注のこととか、チェックのこととかも伺うと、本当に安心して食べさせられるかなと思っておりますので、こういうことをまだ保護者の方は、そこまでよく知らなくて心配なところも多いと思いますので、ぜひ中学校のお弁当に替わる保護者にもアピールというか、しっかり伝えていただけたらと思います。お願いします。

○古川教育長

ご要望で。

○青木委員

要望でお願いします。

○古川教育長

あとはよろしいですか、給食関係。

では、給食関係以外で。

○青木委員

すみません、資料No.3 学習補助員配置要綱についてなんですけれど、こちら今まで幾つかに役割など分かれていた補助につく方をまとめてという形だったんですけれど、以前、この話を伺ったときに、資格が特になくてもこの立場につけるということを伺ったんですが、やはり水泳に関する支援とか、学習補助とかという支援になりますと、どなたでもというわけにはいかないような気がする部分もあると思います。

やはり資格を持っていらっしゃる方は、それなりにいろんな経験を積んだり、そういう資格を取るためのことをしてきていると思いますので、それに見合った補助員の方への報酬というんですか、そういうものをしっかりしてついでいただけたほうがいいのかと思いますので、その辺りをいま一度しっかりしていただいて、クラスに入っていただくようにしていただければと思います。要望です。

○古川教育長

資格のことについては、何か。

○中村教育施策推進担当課長

これまでティーチングアシスタントには、教員免許の資格を設けておりました。今回は職種を全て統合することに伴いまして、資格要件はなしとしております。

あくまで、教室の中で補助的な業務に携わっていただくことからということですので、教員免許なしの方でも行えるという判断でこのようにしております。

今、ご指摘いただきましたが、子どもの学習活動に携わることになりますので、そのための資質能力を高める研修会は、年間3回予定しておりますので、そこで必要な力を高めていきたいと考えております。

○古川教育長

青木委員、よろしいですか。

○青木委員

年間3回行われる講習会というのは、義務的にしていただくという形になりますでしょうか。それとも、任意という形になりますでしょうか。

○中村教育施策推進担当課長

学習補助員全員の方にご出席いただくのか、希望する方にご出席いただくのかということは検討してまいります。

○古川教育長

よろしいですか。

○青木委員

ありがとうございます。

○古川教育長

では、ほかの委員の方。

○三町教育長職務代理者

それに関連してということで、いろんな方が統合されたということですが、例えば配置日数みたいなものについては、ここでは全然読めないんですけども、たしか介助員だと、まだ5日間にはなっていないような印象を持っているんですけど、週3日なのが4日になったとか、そのレベルだと思っているんですけども、そういった要綱では読み取れない部分で、変わっているところはあるのかなのか、そこを教えてください。

○中村教育施策推進担当課長

大きく変わった点としましては、まず、肢体不自由児童・生徒の介助員については平日200日の配置を予定しております。およそ週5日間の計算になります。

もう一つが、中学校の特別支援学級にも人を配置できるようにいたします。その2点が大きく変わったところになります。

○古川教育長

配置の基準について。

○中村教育施策推進担当課長

これまで職種ごとに配置の日数等を定めておりましたが、来年度以降については、各学校に配置できる時間数を割り振りしまして、その中で学校の判断で必要に応じた配置をするという形をとる予定でございます。

○三町教育長職務代理者

すみません、前段部分での、まず説明の理解は年間200日の配置ということだったんで、ざっくり年間35週とかの辺りから、確かに毎日面倒を見てもらえるということだと思ったんですけど、その後の説明との関連で、何だか分からなくなってきたんですけども。

つまり、肢体不自由のお子さんが通常の学級にいて、例えばその学校に特別支援学級があったりすると、そういうところでの学校の中で云々という説明をしていたのですから、全然分からなくなってしまうんですけど、それは整理して教えてください。

○中村教育施策推進担当課長

これまでのティーチングアシスタントや特別支援教育支援員、特別支援学級介助員等については、学校ごとの配置時間数を設定しまして、その中で学校の裁量で必要な人員を充てるということになります。

肢体不自由の児童・生徒については、保護者からの申請があった場合に、週5日間程度配置いたします。

○三町教育長職務代理者

それは、予算立ては別だということですね。今までの各学校に担当していただくは、別枠に市として予算を持っているということよろしいですか。

○岡村指導課長補佐

今まではティーチングアシスタント、特別支援教育支援員、介助員など、職種ごとに要綱を設定しており、配置の根拠や基準はもとより、予算の枠組みも別々でございました。令和3年度か

らは、職種の枠組みを外し、学習補助員制度として、配置要綱を一本化するとともに、予算事業も一本化いたします。

学校への予算配当が今までよりも大枠になることにより、学校は各校のニーズに合わせて、通常の学級か、特別支援学級の配置に比重を重く置くか、学校裁量で判断し、配置できることとなるのが大きな特徴です。

一方で、委員のご指摘のとおり、肢体不自由児童・生徒の配置は、一對一の支援という特性から配置に一定の根拠が必要になります。その点について、今回あらたに制定した要綱の中で、申請を前提とした配置決定の基準を明記しました。また、配置できる日数を週5日に拡充しております。肢体不自由児童・生徒への配置基準は要綱で設けておりますが、肢体不自由児童・生徒以外への補助員の配置については、学校ごと予算の範囲内で柔軟に対応し、学校裁量において通常の学級、特別支援学級への配置ができる仕組みに構築し直しました。

○三町教育長職務代理者

よく分かったような分からないようなですけども、少なくとも肢体不自由の子についての介助人については、昨年度よりはケアをできるようになったというのが1点ですね。私の理解によりましては、そうです。

それから、その後の通常学級及び特別支援学級というのは、もちろん学校にニーズがあるから配置するんでしょうけども、例えば学校の中でこうと言われても、ちょっと意味が分からなかったのは、特別支援学級がある学校ない学校ありますよね。

片や、特別支援学級あるところに、さらに通常でも学習指導補助員が欲しいという、そういう部分もあります。

そうすると、学校に充てられた予算がもし同じであれば、一人に対するケアは学校によって差ができますよね。そういうことはないのかなと、今、説明を聞くと逆に不安になったんです。確実に、その子に対して同じケアができるという、そういう環境になっているかどうかを説明いただきたいと思います。

○岡村指導課長補佐

予算額につきましては、学校規模、特別支援学級の有無に応じて、予算額に差を設けております。学校は、予算の範囲内で柔軟な対応や配置ができることとなります。

また、令和2年度までのティーチングアシスタント配置事業、特別支援教育推進事業といった予算事業を学習補助員配置事業に統合、一本化するとともに、予算額を750万円程度、増額し、事業の充実に努めました。

さらに、支援できる時間の総数につきましても、1万2,800時間、前年度比で16%支援時間を多くすることで、小・中を通じた継続的な支援が可能になるよう、今後も支援してまいります。

○国富教育指導担当部長

ありがとうございます。

人的支援に大きく二つあると考えております。一つは、肢体不自由の子たちは、子どもたちのニーズに応じて1対1対応になります。

もう一つが、統合した大きな支援事業ですけれども、これまでの学校の中では、分かれているものですから、子どもたちに1時間全て使わなくてよくても、ずっといるというようなことがございました。

それを学校の中で本当に必要なところに支援いただいて補助いただけるという制度になりますので、非常に子どもたちのためになるような制度になっていると考えております。

こういったことも、先ほどの研修会等で、あるいは校長先生方に趣旨などを説明しながら、活用できるよう、せっかくの補助員の方でいらっしゃいますので、子どもたちのためになるように話していきたいと考えています。

○三町教育長職務代理者

ありがとうございました。

業務内容については、かなり広く捉えられているなというふうに受け止めたんです。配置の関係でどうしても気になったのは宿泊学習等も受け入れるということで、この要綱で見るとオーケーになるというと、学校の校長裁量でとなったときに、例えば支援学級の場合、宿泊が多いですね。ただ、それだけでは予算が足りないことも想定されます。

そういうことを学校の校長さんが判断しないといけないということになるとするならば、運用上、ちょっと分からないという点は疑問では残っています。後ほどでも結構ですから、教えていただければと思いますけども。

○古川教育長

では、ほかに、よろしいですかね。

○青木委員

今、伺っていると、今までだと自分で申し込んでなった職の枠が割とはっきりしていたんですけど、特別支援学級の補助員にも入らなくてはいけない、通級の補助にも入らなくてはいけないとなると、なった人が仕事の幅が広がって、不安が大きくなるんじゃないかと思います。やはり報酬などはしっかりやっていただいて、それぞれの子どもたちの特性などもありますので、そういうところをちゃんと、まず伝えて、それを理解していただいてから入っていただいたほうが安心して仕事についていただけると思いますので、講習会など本当にきちっとやっていただいたほうが良いと思いますので、義務ではなくても、ある程度、任意とかで個人の意思に任せるのではなくて、しっかりした講習を受けた方が入っていただいたほうが、納得してお仕事もしていただけると思いますので、よろしく願いいたします。

○古川教育長

これも要望で。

○青木委員

はい。

○国富教育指導担当部長

今年までの支援員の方ですとか、ティーチングアシスタント等の方々はお一人の方が様々な職種でやっただいてという現状もございます。今回、統合したほうがよりよいという背景には、いろいろと勤務の実績報告なども一日のうち何種類もやっただいていたという実態もございます。

今、ご助言いただきました講習も踏まえて、制度がより子どもたちのためになるようにしていきたいと思えますし、配置の時間数等についても、学級数ですとか、児童数、あるいは特別支援学級があるなしで軽重つけてまいります。

そういったことで、今後、よりよいものにしていきたいと考えています。

○古川教育長

学習補助員関係では、あとはよろしいですか。

では、それ以外で。

○丸山委員

特別支援教育総合推進計画についてなんですけども、ちょっと分からないところ。資料4-2の27ページなんですけど、私自身勉強不足で、27ページ、④発達に遅れのある子ども等とその家庭の支援という項目なんですけど、この部分が、アの手当給付と、イの短期入所についての、発達に遅れのある子ども等とその家庭の支援の漠然とした感じが分かりづらくて、説明を補足していただきたいんです。

○古川教育長

発達に遅れのある子ども等とは何かということによろしいですか。

○丸山委員

そうです。はい。

○国富教育指導担当部長

こちらの記載につきましては、福祉施策になりますが、国で基準がございますが、基準に応じて福祉的な手当を給付する制度がこの④のアでございます。

それから、短期入所につきましては、子どもたちを養育していく中で、何らかの事情があって疾病やその他の理由で介護ができないという場合に、子どもたちの介護だとか、それから支援をしていくという制度になりますので、その制度について、市でも利用しやすいような環境整備、あるいは働きかけをしていくという支援事業を行うということの記載でございます。

○丸山委員

ここの発達に遅れのある子どもというのは、障害とか、そういう枠組みの子どもということですか。

○国富教育指導担当部長

国が定めている基準の中で、障害にも様々な事由があるんですけども、その障害に応じた基準に基づいての手当という部分になります。

○古川教育長

よろしいですか。

○丸山委員

障害児とその家庭の支援ではなくて、発達に遅れのあるというので、ちょっとグレーゾーンの子なのかなとか、分かりづらかったので聞いたんですけども。手帳を持っているとか、そういう意味では対象の子どもという意味だったら、ここに、発達に遅れのある子どもという表現じゃなくてもいいのかなと思ったので、質問したんですけども。

○国富教育指導担当部長

この基準につきましては、今、ここで明確に申し上げることが資料が手元になくできませんが、精神障害者手帳ですとか、障害者手帳等も、そういった基準が明確に定められているものと考えます。また、調べてご報告申し上げたいと思います。

○丸山委員

ありがとうございます。

それと、あともう1点なんですけども、第2章の部分では、それぞれの項目で現状と課題の説明がされています。ただ、ちょっと特に(1)の乳幼児期の部分は特に顕著なんですけども、発達に遅れのある子ども等の云々のところの一番最後ですね。現状と課題のところ、障がい児を受け入れることができる短期入所事業者が市内に少ないため、市外の事業所の情報提供が求められていますというような表現があります。

ほかのところも、結構、求められていますという表現があって、四角の部分は課題として挙げられているので、そういう意味では表現的には求められているというのが、障がい児の保護者側が求

めているという感じなので、文章的にはおかしいです。ほかの小学校・中学校期のところでは、何々をする必要がありますというような、こうこうこういう現状だから、こういう必要がありますと書いてあるので、そういう意味では、ここの求められていますという表現ではなくて、求められているからこうこうこういう必要がありますとか、こういうことを検討しますというような文言じゃないと、課題にならないんじゃないかな、あくまでも表現的なものではあると思うんですけども、ちょっと違和感があったので、質問をしました。

○古川教育長

どうですか。課題の捉え方ですよ。

○国富教育指導担当部長

確かに課題と問題の捉え方というものがあまして、この文章を見ると、課題とも受け止められるし、問題とも受け止められるというようなことだと思えます。所管である、福祉関係所管に今、お話いただきましたことを伝えて、訂正できるかどうかはこれからお伝えしていきたいと思えます。

○古川教育長

確認していただけるんですか。

○国富教育指導担当部長

確認をいたします。

○古川教育長

山口委員、何かございますか。

○山口委員

基本計画の策定、お疲れさまでした。

1点、やはりちょっと確認させていただきたいところがあります。資料No.4-4の市民懇談会の中でも出ていた意見なんですが、4ページのインクルーシブ教育と特別支援学級、特別支援学校の在り方、今後の方向性をちょっと確認させてください。

インクルーシブ教育でみんなが同じように、どんな個性を持っている子どもたちも、同じようにみんなで助け合いながら生活していきましょうということが、今、世間では強く打ち出されている中で、特別支援学級、特別支援学校と分けてく形が逆行しているように感じられるというふうな意見が書いてあります。これについての今後の方向性として、通常の学級でより一人一人のニーズに応じた指導ができることを目指していくというふうに回答されているんですが、方向性としては支援学校、支援学級で支援を受けながら、通常学級に戻していくという考え方でやって

いくんでしょうか。

○国富教育指導担当部長

現在の文科省が提唱しているインクルーシブ教育システムの中ですと、ともに同じ場で学ぶということを目指していくところです。ただし、子どもたちの将来的なそれぞれの自立に向けた学びということを考えますと、多様な学びの場があることによりまして、それぞれの子どもの障害に応じた学びをしていく、そしてその後に、社会の中でそれぞれに応じた自立をしていくということを考えますと、全て通常の学級が望ましいとは言えない状況もございます。

そういったことから、通常の学級の学習の内容でより伸ばしていける子については、その子に応じた教育環境を整えていくことが必要ですし、通常の学級ですと、必要な学びができないお子さんたちについては、適切な場で学んでいながらも同じ地域で育っていくものですから、共同交流学习を積極的に行うだとか、地域の中でより子どもたちがともに学ぶ体験をするだとか、そういったことが必要ということで、この推進計画の中では位置づけをしております。

○山口委員

ありがとうございます。

保護者の立場から見ると、支援学級に自分の子どもが入ってしまったことで、通常のルートから外れてしまうのではないかと、進学するときに普通の学校に行かれないんじゃないかと考えて、支援を受けるのをためられる方も実際、多いと思います。

その中で、やはり外からはインクルーシブ教育みたいな概念が聞こえてくるので、今、お話しされたようなことをぜひ保護者の方に伝わるような形で発信していただけると、子どもたちがより必要な支援を受けやすいのかなというふうに感じました。

実際に通常の学級から特別支援教室に週1回通うというだけで、抵抗を示される保護者やお子さんがいらっしやると思います。その子たちには、通常学級にいいことではなくて、今、お話があった多様な学びの場の中で、それぞれ適切な支援を受けていくほうが、将来的にもいいんだよということ、インクルーシブ教育は何でもかんでもごちゃ混ぜで、みんなで一遍にやっていくのいいということではないんだよということを、ぜひ保護者や子どもたちに分かるように明確に発信していただきたいというふうに思いました。

○古川教育長

ご要望で。

○山口委員

はい、要望です。

○三町教育長職務代理者

今の特別支援教育に関わるところで、まず、これは感想ですけども、いろいろパブリックコメントに対する回答で、市の考え方が明確に出されているということで、私たちは逆に安心しました。

ちまたでは、例えばキーワードで障がいのない子と障がいのある子がともに育つインクルーシブ教育、その育つだったらまだ分かるんですけど、育つじゃない学ぶインクルーシブ教育というのは、ちまたでは結構流れているんですね。確かに、頭の部分だけ受け取って、ともにまで一緒に勉強するインクルーシブ教育という、そういう概念を打ち出している方々が結構多いんですね、社会の中には。

私はやっぱり市の考えのような形で、そういう子どもが最大限の可能性を引き出してあげられる、それにはどういう形のものがあるのかを考えて、ともに育つ教育が進められたらいいなと思ってます。そういう意味での市の考えをしっかりと通していただいて、それをやはりちまたにも伝えていただく、あるいはその考えを変えない方はいらっしゃいますから、その方には明確にさせていかないと、これは今後まずいことになるんじゃないかということなど、何でもともに学ばいいということではないということは明確に出していただきたいなというのが1点です。

2点目は、先ほどもちょっと言葉のことで分かりにくいとなったんですけど、やっぱり相変わらず用語が引っかかっちゃうんですね。定義がはっきりしないといけない。インクルーシブ教育だって文科省からされた答申では、「インクルーシブ教育の構築のために」というタイトル。じゃあ、インクルーシブの何だということ、それは遡って今回、きちんと定義していただいているから、これは大変ありがたいなと思いました。そういう意味での言葉の定義のことはしっかりさせていただいて今後も論を進めていただきたい。

その中で、以前もちょっとお聞きしたんですけども、特別支援教育に関わっての小平市のスタンスとして、言葉の使い方ですね、ここにも1ページ、障がいの表記についてと、本計画については説明や法令等で「障害」という「害」という字を使っているものや出典元の表記に合わせて、「障害」と表記している場合を除き、原則として「がい」を開いた形で表します。こういうふうにしてある。

実際には、そういう形で書かれているんですけども、いわゆる市長部局のほうの計画のほうで文字は開いているのか開いていないのかということでもう1回明確に、なぜそうなっているのか、あるいは曖昧で今後、市のスタンスとしては、将来的にはこの言葉は開いているとか、そういう考え方があるんだったら、それを教えていただきたいのが1点なんです。

2点目は、やはり用語として読み込んでいくと、例えば障害者の権利に関する条約は、これは英文直訳じゃなくて、政府の公式な訳名が「障害者の権利に関する条」ですね。けども障害者権利条約という表現も、この文書に結構出てくるんですけど、その関連に一切触れていないんです。文章上ないんですね。「以下、障害者権利条例とする」とか書いてあれば分かるんですけども、書いていないんです。どこにも出てこないです。

こちら辺はやはり最終的なチェックのところでしたらしっかりしていただいて、通称名はあるのでし

ようけど、障害者の権利に関する条約は、国も「以下、障害者権利条約という」ふうにするみたいな形でその文章は続いているんですね。

だから、3ページ目に最初に出てきて、国は障害者の権利に関する条約に署名したということで、その後、これを読んでいくと、障害者権利条約という言葉がぼんぼんと自然に出てくるんですね。

自然に出てくるんでいいんですけども、でも、一体何なんだと、ここら辺はきちんと確認をした上で押さえていただけたらありがたいなと思います。

○古川教育長

1点目は、害の字に対する市のスタンスということですか。

○中村教育施策推進担当課長

国の基本指針に即して市で策定した計画は漢字の「害」で表記しております。一方、市独自の実情を捉えて策定する計画については平仮名の「がい」で表記しております。

○三町教育長職務代理者

そういうことは理解していて、具体的に言いますと、小平市特別支援教育はこうなんですけども、小平市障がい者福祉計画ということは平仮名で開いてある。

それから、第6次小平市障害福祉計画が「害」は漢字になっていると。第2期小平市障害児福祉計画の「害」は、やっぱり漢字になっているということで、私もずっと調べてみたんですけども、ここは漢字で書かれている理由が小平市のスタンスとしては、どうしても納得できない部分があるんです。

だから、そこについて、市としてどう考えているのかなと。市で徹底的に障がいの「がい」は開いていくというスタンスでありながら、法的に法律上の用語だから使っているということでは言い切れない表現がここにあるものですから、それできちんと答えてほしいなと思っています。

○国富教育指導担当部長

小平市としましては、障がいの「がい」については、平仮名というふうにしております。ただし、法律に基づいて策定している計画、計画の中でも法律の中で策定しなければならないという計画について、「害」の字が漢字という表記になっております。

そういったことから、同じ計画の中でも「害」の字が開いているものと、それから漢字になっていたりという、なかなか分かりにくいところもございしますが、そういった議論は市の中でもございしますので、基本的な市のスタンスとしては開くと認識しております。

○三町教育長職務代理者

納得していません。我々と障がい者福祉計画は開かれて、法律上、計画を作るというときは、

国のほうでは害を漢字で書いてあるんですね。それを市が開いているのに、じゃあ、なぜ第6次障害福祉計画は漢字のままなんです。

あるいは、第2期の小平市障害児福祉計画はなぜ漢字なのか。そこは今の説明では全く納得できないということです。私は開けとか言っている立場の人間じゃないです。逆に、ちゃんと漢字で通すならば、漢字で通せばいいという立場ですけども、市として開くというスタンスがあるんだったら、それはきちんと整合性を図っていくことを強く言っておきたいと思います。

○古川教育長

では、ほかにはよろしいでしょうか。

○山口委員

すみません、1点だけ、また、要望です。

最後の市民懇談会のところで、グレーゾーンの発達障がいの子どもがこれから増加していくですとか、インクルーシブ教育についての話題ですとか、かなり現実的でホットな話題というんですかね。保護者などの関心を引くようなワードが、たくさん出てきています。

市民懇談会でこれだけいい意見が出るので、参加した方が少ないというのは本当に残念だなと思いました。

今、いろいろお話があった文言のことですとか、法律的な位置づけなどは、行政の仕事としては本当に大事なことだと思いますが、保護者、家庭の立場からすると、そういった細かい要綱をどうつくったかということより、この内容を現場の先生方がきちんと理解して実施して下さることのほうが大事なんです。

そういった立場の異なる者同士がお互いを理解するための懇談会ですとか、情報の共有の仕方が弱かったりしますと、保護者としても十分効果が感じられませんし、先生方も十分に理解、活用ができないかと思います。基本計画があることが目的、作ったことが目的ではなく、現場の先生方にもきちんと理解、実行していただいて、保護者の皆さんにもそれが伝わるというところまでパッケージにさせていただきたいので、懇談会の周知や情報発信は本当に強くお願いしたいなと思います。

すみません、要望です。

○古川教育長

ありがとうございます。

では、別にございますか。

○青木委員

資料No.5、寄附の受領についてというところで、4番の寄附物件で、PTAから学校への寄附というのがありますけれど、PTAなんかから集めたお金で、余剰金なんか出てしまったときに、

こういう寄附という方法を皆さんあまりご存じないかと思います。こういう方法もあるんだということを伝えられる場があれば伝えていただくと、保護者としても多分、こちら今回寄附していただいているものは、今後、タブレットが入ったりして、それに活用できるものを学校と相談して寄附されていると思うんですけど、こういう活用の仕方でもPTA会費の活用としてあるということ、小P連とか中P連とかのそういう会議なんかで話題になることもありますので、そういうところで伝えていただけたら、よりよい活用方法になるのではないかと思いますので、よろしくお願いたします。こういう活用方法があるということ伝えていただける場があると伝えていただきたいという要望です。

○季高地域学習支援課長

ご意見ありがとうございます。

新年度の小P連、中P連の会議では、情報として提供させていただきたいと存じます。

○山口委員

同じく資料No.5の寄附の件です。3番は学校におけるICT環境の整備への寄附、指定寄附として頂いています。こういったICT環境整備への指定寄附というのが、今年度はかなりの件数があったと思います。

ここに指定寄附をしてくださる方というのは、やはり学校のICT関連がもっとよくなってほしいという思いとともに、寄附をしてくださっているんだと思います。実際、ICT環境の整備への指定寄附のお金は、学校のどの予算に組み込まれ、どういった形で活用されているのでしょうか。教えてください。

○飯島学務課長

ICT環境の整備への寄附でございますが、今年度はGIGAスクール構想の実現のために、端末や電源キャビネットの購入、ネットワーク環境の整備に多く金額をかけて行っていました。

寄附金につきましては、その一部に活用させていただいております。金額につきましては、手元に資料がないためお答えできませんが、しっかりとICT環境の整備に資するように使わせていただいております。

○山口委員

ありがとうございます。

青木委員のおっしゃっていることと同じなのですが、前も言いました、寄附をしてくださる方は、それなりの思いを持って寄附をしてくださっているわけで、特にICT環境の整備へというのは期待も大きいと思います。今月も教育員会だよりで9月からの寄付の一覧が載っていましたが、ぜひそういう端末や電源の整備、GIGAスクール構想に資するところで使いましたという

ことをより分かりやすい形で発信していただけると、寄附した側も気持ちいいのかなというふうに思います。このことはしっかり発信していただきたいと思います。

○市川教育総務課長

寄付受けにつきましては、教育委員会だよりも、今、おっしゃったような形で記載させていただいているところでございます。効果的な表現について考えていきたいと思います。

○古川教育長

あとはよろしいでしょうか。

○青木委員

資料No.6の教育委員会後援名義等の使用承認について、新規で承認の入っている28番なんですけど、最初、商店街のものがどうして教育委員会の申請なんだろうなというふうに思いましたら、先ほど説明を受けまして、QRコードを読み込んで親子でクイズを書きながら商店街を進んで、その途中で子ども110番の家を確認したり認識したりできるということでしたので、親子で参加できて子ども110番の家を確認できるというのはいいことだと思いました。

子ども110番の家というのは、最近、やはり登録件数がなかなか増えないということで、問題にもなっておりましたので、このような催しでこういう認識を深めてもらうというのは、とてもいいことだと思います。これも、こういう例があるということで、子ども110番の家の周知というか、登録につなげていければいいと思いますので、こういうこともできますよというのを、これもやはり皆さんに伝えていけたらいいんじゃないかと思いますので、そういう伝える方法を考えていただき、より多くの方に登録していただけたらと思います。

○古川教育長

では、以上で事務局報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○古川教育長

次に、協議事項を行います。

- (1) 令和3年度小平市立小学校、中学校の学級編制について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

協議事項(1) 令和3年度小平市立小学校、中学校の学級編制についてを説明いたします。資料No.8をご覧ください。

令和3年度小平市立小学校、中学校の学級編制につきましては、東京都公立小学校、中学校義務教育学校及び中等教育学校前期課程で、学級編制基準を標準として行います。

公立義務教育小学校の学級編制及び教職員の定数の標準に関する法律の改正に伴い、都の基準も改正される予定でございます。

小学校の学級編制の標準につきましては、原則として第2学年から第6学年についても35人以下に引き下げられる予定となっておりますが、経過措置により、令和7年3月31日までの間は、第2学年から段階的に標準を引き下げることとしており、令和3年度につきましては、第1学年及び第2学年のみ35人以下での学級編制を行います。

なお、中学校第1学年については、昨年までと同様に、東京都の独自施策、いわゆる中1ギャップの対応の加配措置により35人以下での学級編制を行います。

そのほかの学年及び特別支援学級の学級編制の人数の変更はございません。

○古川教育長

では、このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○三町教育長職務代理者

今、小学校2年生までが35人以下学級ということですが、つまり昨年までは加配での小学2年生、今回は正規に教員が増えての35人以下ということで、今後、計画的に順次上がっていくという理解でいいのでしょうか。

○飯島学務課長

令和3年度が小学2年生、令和4年度が3年生、令和5年度が4年生という形で1学年ずつ上がっていくという理解で結構でございます。

来年度につきましては、小学校2年生はこれまでは加配であったものが正規の教員が配置されることとなります。

○古川教育長

では、このことにつきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

では、以上で協議事項を終了いたします。

(議案)

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

はじめに、議案第45号「令和2年度教育予算の補正の申出について」、提案理由の説明をお

願いたします。

○川上教育部長

議案第45号 令和2年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会3月定例会最終日、提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、教育費国庫補助金で1,920万円の増でございます。

歳出につきましては、教育総務費で270万円の増、小学校費で2,450万円の増、中学校費で1,120万円の増、合計して教育委員会が所管する教育費で3,840万円を増額いたします。

歳入及び歳出の増額理由でございますが、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等により、今年度研修機会を逸した教職員の資質向上を図るための研修実施及び学校における感染症対策に必要な物品の購入を行うため増額いたします。なお、本補正は、国の第3次補正予算による国庫補助金を活用して実施するもので、本年度中の予算化が必要となったものであります。

また、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定いたします。

○古川教育長

では、質疑に移ります。

○青木委員

小学校や中学校の感染症対策教育活動支援事業として、予算が出ることになりましたけれど、実際、具体的なものとして今年度も幾つかの学校を訪問させていただくと、結構大きな空気清浄器を置いている教室があったりして、よく感染対策をしているなというのが目に見えたんですけど、そうでない、そういうものが目に見えない学校もあったんですけど、多分、どの学校にも同じように予算が分けられていると思うんですが、学校によってそういう目に見える空気清浄器などを置いているところもあれば、そういうのが見えない学校は、じゃあ、どこの使っているんだろうなというところもありましたので、こういう補正予算ということで、目的がはっきりしているものは、こういう感染対策に使っていますよというのが保護者に分かるようなものに使っていただき、保護者にもこういうふうにして感染対策をしっかりしていますよというのを伝えられるといいんじゃないかと思いますので、こちらはやはり具体的なものが分からないんですが、大体そういう目に見えたところはいいんですけど、そうでないところはどうなところに使われているのかというのを、今後どのようなところに使われるのであるかということが分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○飯島学務課長

まず、この補正予算の前段階として、今年度は国の補助金を活用して27校全校で約9,600万円の予算をかけて感染症対策を進めております。

学校ではまず消毒液やサーキュレーターなどを購入しております。また、見えづらいものといったしましては、保健室で熱がある子と熱のないけがをしたような子に分けるための間仕切りカーテンや、空き教室を保健室代わりに使用するためのベッドなど、目につきづらいようなものについても購入をしております。

今回の補正予算につきましても、似たような形で、備品としては、空気清浄器やサーキュレーターなどを追加で購入をする必要があるれば、購入してもらいたいと考えております。国の補正予算の財源を活用して、さらなる感染症対策を進めてまいりたいと考えております。

○古川教育長

保護者への周知方法というんですか、そういう点についてはいかがでしょうか。

○飯島学務課長

保護者への周知につきましては、各学校のホームページなどを通じて、周知が可能なものについて周知していただきたい旨を学校側に伝えてまいりたいと考えております。

○古川教育長

よろしく願いいたします。

ほかには。

○三町教育長職務代理者

ありがとうございます。

青木委員がおっしゃったように、私も学校に行って、予算をどう使ったかがなかなか見えてきません。本当にそんなに大きなお金を使っているのかなと思ったんで、今の説明ならば納得したところです。

聞くところによると、こういうものを購入というような例示があるということですけども、やはり、備品費のほうが大きいんですね。だから、学校がコロナ対策、ウイルス対策で備品をそろえるというのも、今度はかなり厳しくなるのかなと、逆にちょっと不安にはなりました。

つまり、よくない執行例でしょうけど、例えば昔、東日本大震災が発生した後、復興のための予算の一部が国立競技場の体育館の補修に回っていたとかいうのを、かなりマスコミが指摘した例があったと思うんですけども、そうならない形で本当に見えるような対策として、市内の学校は机には全くアクリル板とか、そういうものは設置されていませんよね。あるいは、ランチルームでもいいんですけども、そういう形で予算が使えることを望みます。ただ、アクリル板は備品にならないのかなと思ったりするんですけども、そういうところで非常に使いづらくなってし

まう。税金からのお金ですから、この新型コロナウイルス感染症の対策のための備品としてなるほどなと思われるような、例えばある小学校で音楽でキーボードを買ったとか。つまり吹くということができないんで、ピアノができないんで、声を出さないようにキーボードを子どもが使える台数買いました。

そういう形の使い方がきちんと分かるようにしてもらえたらという意味での保護者への連絡と同時に、本当に使っているなと納得できるような使い方をぜひさせていただけたらという、これも要望です。よろしくお願いします。

○飯島学務課長

保護者への周知につきましては、学校を通じて考えてまいります。

備品を使用した内容については、直接的な感染症対策ではなくても、例えば体育館に全員を集めることは難しい集会をする代わりに放送で校長の話をしてもらうために、教室や分散したところでのテレビ、モニターなどを購入すること、また書画カメラや、1人1個のためのボールなどが国の補助金の使い道として可能ということになっております。

これらのものを学校では購入をしており、国の会計検査院検査がありますので、事務局としても購入したもののチェックをしてまいりたいと考えています。

○古川教育長

では、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第45号「令和2年度教育予算の補正の申出について」本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第46号「小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由の説明をお願いいたします。

○川上教育部長

議案第46号「小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を説

明いたします。

本案は、教育を取り巻く諸課題に、迅速かつ柔軟に対応し、教育行政の推進を図るため、教育委員会事務局の体制を再構築するにあたり、教育委員会事務局処務規則の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明をさせます。

○市川教育総務課長

それでは、改正の内容につきまして説明いたします。

はじめに、第2条、組織でございますが、教育総務課の施設担当を施設管理担当に改め、新たに施設更新担当を設置します。学務課に教育ICT担当及び栄養指導担当を設置し、また、学事担当と保健担当を統合し、学事保健担当を設置します。指導課の教育相談担当を教育支援担当に改めます。

次に、第5条を別表に定める分掌事務でございますが、先ほども説明いたしました組織改正等に伴い改正いたします。

はじめに、教育総務課に学校の設置及び廃止に関することを加え、公共施設マネジメントの観点も踏まえ、学校の適正配置に係る検討等を進めてまいります。

次に、学務課に教育ICTの整備に関することを加え、指導課に情報教育の推進に関することを加えます。学務課に新設する教育ICT担当が、GIGAスクール構想を実現するためのICTに関するハード整備を行い、指導課においてこれらを活用した情報教育を展開してまいります。

地域学習支援課につきましては、組織改正によるものではありませんが、生涯学習が生涯教育を包含するものであること。また、国及び東京都の方針を踏まえ、地域とも連携・協働のより一層の推進を図るため、所要の改正を行うものでございます。

○古川教育長

では、質疑に移ります。

－ 「なし」 の声あり －

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－ 「討論省略」 の声あり －

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第46号「小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」 本案

を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第47号「小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定について」提案理由の説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

議案第47号「小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定について」を説明いたします。

本件は、小平市公文書等の管理に関する条例の制定に伴い、令和3年度から実施予定の歴史公文書に関する事務を行うため、令和3年4月から中央図書館に新たに歴史公文書担当を設置するものでございます。

なお、中央図書館推進担当につきましては、おおむね検討が終了したことから、令和2年度末で廃止をいたします。

○古川教育長

質疑に移ります。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第47号「小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定について」本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。16時まで休憩いたします。

午後3時37分 休憩